

公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-159
(2) 件 名	木山小学校・落合中学校スクールタクシー運行業務
(3) 履行場所	落合中学校区
(4) 履行期限	令和10年 3月31日
(5) 業務概要	木山小学校・落合中学校の児童生徒が授業を要する日（授業日）における登下校時の運行業務等
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	運送(タクシー)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、教育委員会学校教育課【TEL】0867-42-1087へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	教育委員会学校教育課【メール】gakkohkyohiku@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、教育委員会学校教育課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市教育委員会学校教育課

TEL 0867-42-1087 / FAX 0867-42-1416

真庭市立木山小学校・落合中学校スクールタクシー運行業務委託仕様書

1. 設置目的

真庭市スクールバス等運行規則に基づき遠距離通学の児童・生徒に対して、通学条件の整備及び教育の向上を図るためタクシーを運行する。

2. 管理運営の基本方針

車両の管理運営は、次に掲げる方針に沿って行うこと。

- (1) 運転業務については、安全に万全を期すこと。
- (2) 利用者のニーズに応えた効果的かつ効率的な管理運営を行うこと。
- (3) 車両の設置目的に則した管理運営を行うこと。
- (4) 車両の管理運営上関係する法令等を遵守すること。

3. 契約方法

単価契約とする。なお、入札参加申請書兼入札書には登校便、下校便のそれぞれの単価を合算した金額を記入すること。なお、内訳書（任意様式でも可）も添付すること。

4. 業務の概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 真庭市立木山小学校・落合中学校スクールタクシー運行業務 |
| (2) 委託場所 | 落合中学校区（上山方面） |
| (3) 車両規模 | タクシー（運転手を除き2人以上乗車可能なこと） |
| (4) 事業主体 | 真庭市 |

5. 運行契約期間

契約期間は、令和8年（2026年）4月1日より令和10年（2028年）3月31日までとする。

6. 業務内容について

- (1) 真庭市立木山小学校・落合中学校の児童生徒が授業を要する日（授業日）における登下校時の運行業務（年間200日程度）
※土曜授業、授業参観日、運動会等の学校行事を含む。
- (2) 夏季休業中における水泳教室のための運行業務（年間5日程度）

7. 運行業務について

- (1) 運行期間 令和8年（2026年）4月1日より令和10年（2028年）3月31日
- (2) 運行区間 別紙のとおり
- (3) 運行ダイヤ 別紙のとおり

※児童の転出入等により運行計画を変更する場合がある。なお、その場合は発注者と受託者で協議の上実施する。

8. 業務に必要とされる要件

- (1) 運行開始時点において、業務遂行に必要な各種法令に基づく、許可、認可、免許等を有していること、もしくは、有する見込みがあること。
- (2) 道路交通法及び関係法規・規定を正しく理解しかつ遵守すること。
- (3) 受託者は、委託業務の完遂を期するため、管理責任者を置くこと。
- (4) 運行前には、運転者に対し、管理責任者が安全運転の確認と対面指示（飲酒チェック）を行い、異常を認めた場合には代替員に運転させること。
- (5) 運転手の健康管理等や車両の整備点検には常に万全の注意を払うこと。車両点検時に異常があれば速やかに対応できること。
- (6) 事故の発生等委託業務遂行に障害が発生した場合には、代替車両の手配など、誠実かつ速やかな対応が可能であること。
- (7) 警報発令等で緊急に下校する事態が生じた際に速やかな対応が可能であること。また、車両保管場所を真庭市内に有していること。

9. 業務の履行について

- (1) 基本事項に関すること
 - ア. 受託者は、運転手に対し、交通安全、特に児童生徒の送迎ということの重要性、特殊性を熟知させ、安全運転に精励するよう指導を行うこと。また、公の業務であることを常に念頭において、公平な対応・運営を行うこと。
- (2) 車両の整備管理に関すること
 - ア. 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）第18条第7項に規定する表示をすること。
 - イ. 交通安全対策として、使用する車両にドライブレコーダー（前方録画は必須とします。）を取り付けること。
- (3) 安全な運行に関すること
 - ア. 受託者は、児童・生徒のスクールタクシー乗降時の安全確保及び乗車、降車人数の確認に努めるよう運転手に対して指導すること。また、スクールタクシー運行後の施錠時に児童が残っていないか必ず確認を行うこと。
 - イ. 安全運行は万全を期すとともに、安全運行及び運行業務に関する研修を十分行うこと。

また、運転手の健康管理等にも十分注意をはらい、いわゆる「健康起因」の事故を防止するため、関係法令に基づき、運転手の健康状態を把握するとともに、健康診断の受診結果等を踏まえて適切な運行管理を行うこと。
 - ウ. 運行管理日誌（日常点検表・乗車人員集計表等）を作成し、1ヶ月分をまとめて提出すること。なお、所定の運行管理日誌の印刷費用を含む。
 - エ. 事故発生時等における緊急連絡体制、事故処理体制を整備し、事故対応責任者を明確にしておくこと。なお、発注者にその体制図を提出すること。
 - オ. 事故発生時、迅速かつ的確に対応できるよう平素より緊急時の連絡先及び事故マニュアル等を確認しておくこと。
 - カ. 児童・生徒の安全対策等について、発注者が依頼することに協力すること。

キ、運行に際しては以下の事項を遵守するとともに、運行管理日誌を用いて記録を行うこと。

- ① 児童・生徒の乗降車時は安全確認後に発車すること。
- ② 運行ルート及び乗降場所付近の交通状況を事前に十分把握し、交通ルール・マナーを遵守して安全運転に努めること。
- ③ 路面の積雪、凍結等による道路状況の変化を常に把握し、運行上の安全対策には万全を期すること。
- ④ 乗降する児童・生徒の名簿等を携行し、必ず児童・生徒の乗降を確認して運行にあたること。
- ⑤ 乗降時の人数確認及び乗降時に異常がある場合、速やかに学校に連絡すること。

10. 緊急時の対応及び連絡について

- (1) 受託者は、自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、発注者及び学校長と協議のうえ対応を決定する。
- (2) 万が一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、受託者は直ちに発注者及び学校長に連絡するとともに、発注者及び学校長と協議のうえ事故等の処理にあたること。
- (3) 事故及び不測の事態等が発生した場合の処理は責任を持って受託者が行うこと。児童、生徒又は第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、受託者は被害者に損害を賠償するものとする。

11. 車両の任意保険について

- (1) 車両の以下の任意保険は必ず加入すること。
車両保険、対人賠償保険、対物賠償保険、搭乗者傷害保険

12. その他特記事項

- (1) 不正な行為、契約違反等を行った場合、契約を解除することができる。
- (2) 契約金額については、大幅な業務内容の変更、物価変動等が認められた場合には、協議により変更することができるものとする。
- (3) 業務上知り得た個人情報の取り扱いには十分留意し、個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 委託料の支払いは月払いとし、翌月5日までに真庭市に請求するものとする。
- (5) 仕様書に定めていない事項は、真庭市と受託者で協議し、決定する。

13. 受託者の管理に係る経費の内訳について

- (1) 定期点検
◇法定点検、車検時の費用
- (2) 燃料費
◇軽油代等
- (3) 部品費
◇バッテリー液、ウォッシャー液、室内蛍光灯、夏冬タイヤ、バルブ等
- (4) 人件費

(5) 修繕費

◇車両及び停留所にかかる修繕費

(6) 代車代

◇車両の故障中、点検中等に使用する代車費等

(7) 保険料

◇自動車損害保険料

(8) 管理費

◇上記に含まれない経費（消耗費、適正利潤等）

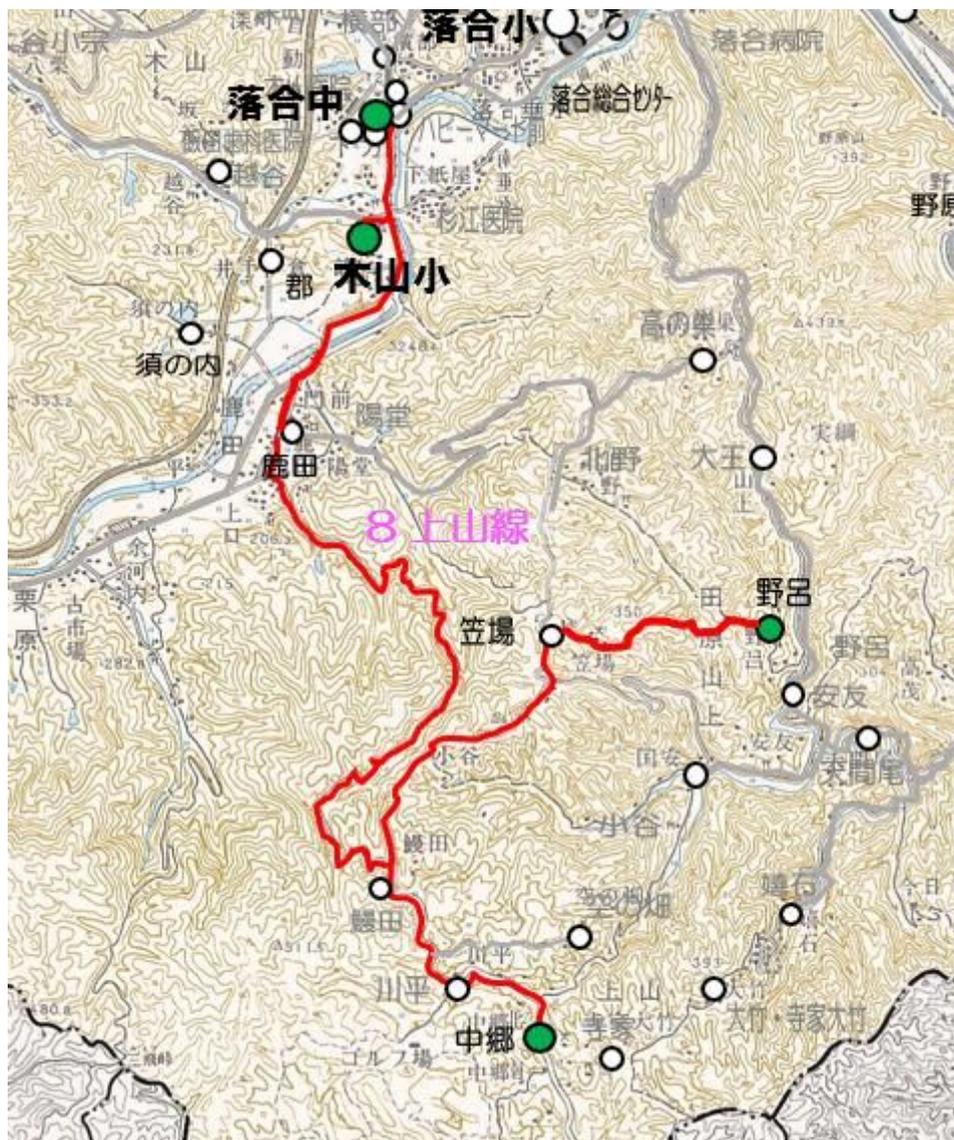
◇自動車重量税、自賠責保険

別紙

真庭市立木山小学校・落合中学校スクールタクシー運行計画

学校名	路線名	運行車両	キロ程 (km)	運転 時分 (分)	区分	運 行 表	運行日	運休日 (予定)	特記事項
木山小 ・落合中	上山	タク シー	15.9	28	登校	野呂 → 中郷 → 木山小学校 → 落合中学校 7:42 7:57 8:07 8:10	通年	土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、学年始め休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日	・授業日における登下校時の送迎であるため、運休日での運行もありません(200日程度) ・夏季休業期間中における水泳教室の送迎(5日程度)
					下校	落合中学校 → 木山小学校 → 中郷 → 野呂 17:30 17:33 17:43 17:58			
					下校 (冬季)	落合中学校 → 木山小学校 → 中郷 → 野呂 17:00 17:03 17:13 17:28			

真庭市立木山小学校・落合中学校スクールタクシー運行業務 ルート図



事故対応マニュアル

真庭市教育委員会

まずは負傷者救護、現場の安全確保、追って 119 番・110 番通報と事故処理です！

交通事故を起こしてしまった際、**最も優先されるのは、負傷者の救護と現場の安全確保**です。
このことを常に念頭に置いていただき、事故対応に当たってください。

1 ケガの確認・救急車の要請

- ・搭乗者全員のケガの確認、相手がいるときは相手側全員のケガの確認を行う
- ・歩行者や自転車・バイクなどが相手の場合は、負傷者が後続車などの被害に合わないよう安全を確保する
- ・必要に応じて、**ためらうことなく救急車を手配すること**

2 現場の安全確保

- ・車が移動可能な状態なら現場交通の混乱を避けられるように車を移動させる。（相手が車の場合、移動の際に逃げられてしまうことがあるので注意。）
- ・移動前にチョークなどでタイヤ位置に印をつけておくとの現場検証のときに役に立ちますが、危険が伴いますので、移動前に相手と位置関係を相互確認しておくこと
- ・移動後は発煙筒や三角停止表示板を使用して安全を確保すること

3 警察への事故報告

- ・直ちに 110 番に通報してください。**事後報告は厳禁です！**
- ・自走が可能で、児童・生徒がいる場合であっても、自己判断で運行を継続することは厳禁です。時間がかかっても、タクシーなどを手配し、代替輸送を行うこと。**事故車両を現場から動かさない！**
- ・現場検証などが必要な場合は全面的に協力し、積極的に事案の解決にあたること

4 管理責任者への事故報告

- ・会社に電話をし、事故の発生報告、代替輸送のための車両手配等を行い、指示を仰ぐ。

5 学校・教育委員会への事故報告

- ・学校、教育委員会に電話をし、事故の状況・ケガの有無等の連絡をするとともに「自動車事故発生状況報告書」を作成し提出する
- ・**事後報告は厳禁です。必ず第一報を入れてください**
- ・**事故の内容や程度によっては、市議会の報告案件・議決案件に該当することがあるため直ちに提出すること**

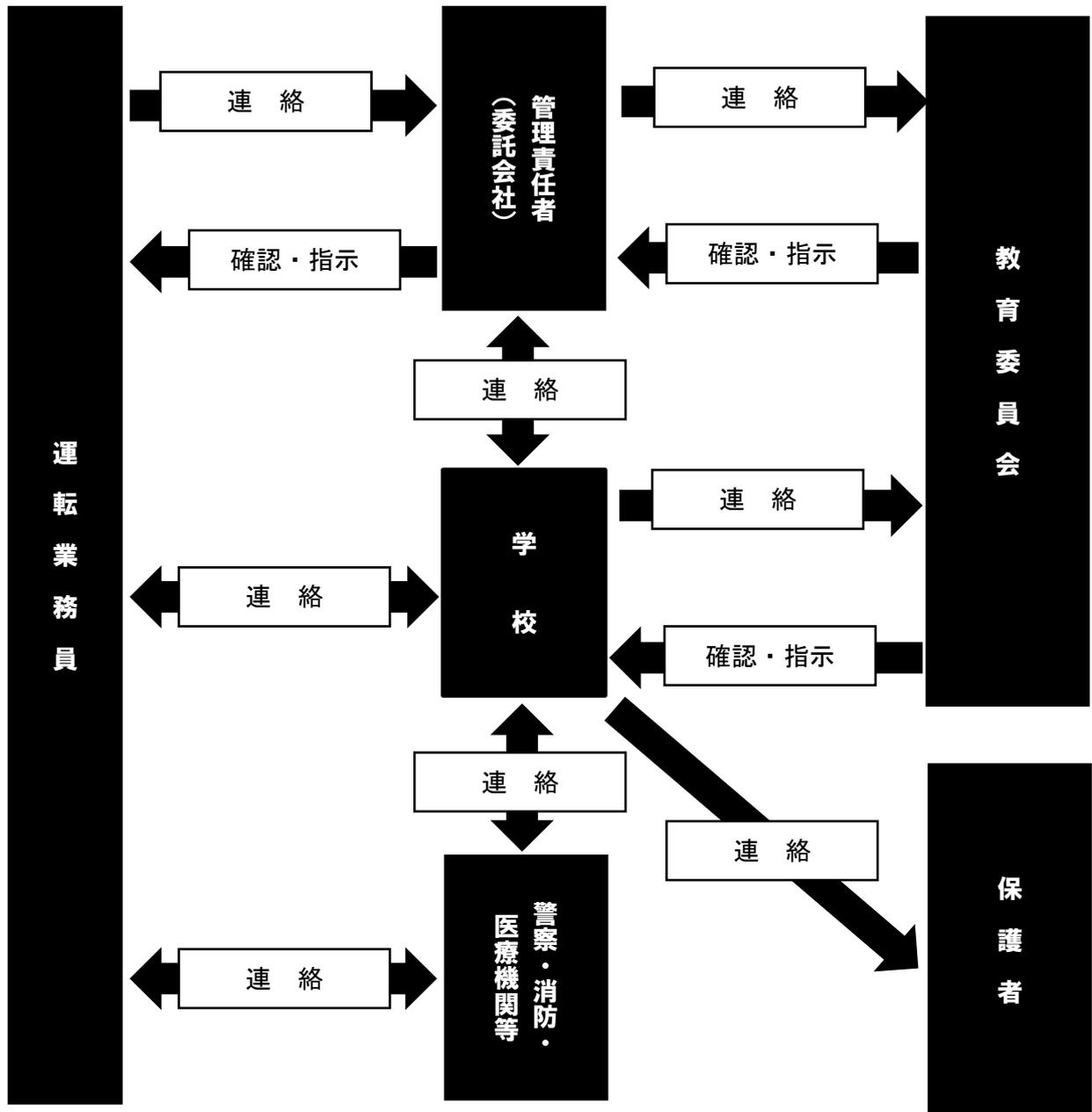
6 事故現場・事故状況・目撃者・乗客の確認

- ・記憶があいまいにならないうちに、事故の状況を確認し、メモしておくこと。当事者以外の目撃者がいれば、氏名・連絡先を覚えてもらうこと
- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所（住所がわかれば詳細に、交差点名も）
- (3) 相手氏名・年齢・住所・連絡先（免許証で互いに確認します）
- (4) 相手車両の車種・登録番号（車検証で確認すると確実です。保有者氏名・住所も控えましょう。）
- (5) 故現場・事故状況（現場の車の位置関係、障害物、信号色や車線数、標識などは簡単な図にしておきましょう。事故の経過は時系列にまとめておくといでしょう。）
- (6) 乗客の氏名・年齢・住所・連絡先
- (7) 怪我の有無

7 事故発生時連絡体制図

(連絡順について)

- ・運転業務員は児童生徒の生命・身体の安全に関わる場合などの緊急時は、消防や警察への連絡を第一とする。
- ・管理責任者は連絡を受けた内容について速やかに学校、教育委員会へ連絡し連携して対応を行う。



内 訳 書

業 務 名 真庭市立木山小学校・落合中学校スクールタクシー運行業務

登校便（1便／片道あたり単価）

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円	
一 金									也

(A)

注) 税抜金額

下校便（1便／片道あたり単価）

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円	
一 金									也

(B)

注) 税抜金額

合計金額

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円	
(A) + (B)									也

注) 税抜金額